

神戸市須磨区役所周辺案内地図等設置業務仕様書

1. 募集内容

- (1) 業務名称 神戸市須磨区役所周辺案内地図等設置業務
- (2) 設置場所 神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
須磨区役所の一部(1.75㎡)別紙図面のとおり
- (3) 業務内容 神戸市須磨区役所周辺地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。
- (4) 設置期間・貸付方法
地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付による。設置期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。
- (5) 貸付料 最低募集価格(非公表)を設定する。提案金額は通年(1年間)のものとし、契約金額(貸付料)は提案金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。電気使用料は含まないこと。
- (6) 周辺案内地図本体
 - ① 横3500mm、高さ2100mm、厚さ300mm程度の大きさに設置すること。
 - ② 周辺案内地図、須磨区全域地図、庁内案内図、区役所情報表示モニター、広告枠を設けること。
 - ③ 電気亜鉛メッキ鋼板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
 - ④ 意匠面は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形にすること。
 - ⑤ 本体と床をアンカーボルト等で止め、本体が転倒しないよう施すこと。なお、撤去の際には原状回復すること。
 - ⑥ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
- (7) 周辺案内地図
 - ① 本体内に収まり、縦900mm、横900mm程度の大きさに作成すること。
 - ② 国土地理院の2500分の1の地図をベースに作成すること。
 - ③ 須磨区役所の周辺1.5～2km四方の範囲の地図を作成すること。
 - ④ 別途指示するとおり、周辺商店街名を表示すること。
 - ⑤ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
 - ⑥ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。
- (8) 須磨区全域地図
 - ① 本体内に収まり、縦900mm、横750mm程度の大きさに作成すること。
 - ② 須磨区全域の地図を作成すること。
 - ③ 公共施設・災害時の避難場所等当区が指定する地点をわかりやすく表示すること。
 - ④ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- (9) 庁内案内図
 - ① 本体内に収まり、縦900mm、横900mm程度の大きさに作成すること。
 - ② 本市がデータにて提出する庁舎案内図を表示すること。
- (10) 区役所情報表示モニター

- ① 本体内に収まり、区役所の情報を表示する 32 インチの液晶ディスプレイ等を設置すること。
- ② その他、モニター仕様及び、神戸市からの市政情報の提供・掲示方法の詳細については、市と協議の上で決定する。

(1 1) 広告枠

- ① 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。(写真・名称・電話番号等)
- ② 地図上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう番号等で一致させること。
- ③ 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

(1 2) その他

- ① 制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を設置者が負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、必要に応じて周辺案内地図等を張り替えること。
- ③ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市の担当者へ提出し、須磨区役所及び北須磨支所における広告掲示に関する審査会による承認を得ること。
- ④ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、神戸市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑤ 1 年に 1 回以上掲示内容について周辺案内地図及び須磨区全域地図、庁内案内図などの校正を本市担当者に確認して行うこと。

2. 支払い条件

本市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を支払うこと。支払われた貸付料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

また、電気使用料については、別途、消費電力等に応じ本市の算出した額を納めること。

3. 保証金の納付

所管課から、賃料 6 か月分の保証金の納付書を交付されたら、すみやかに納めること。

4. 違約金

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料の 12 か月分相当の違約金を請求する。

5. 契約解除

用途指定違反、賃料の 6 か月以上の延滞、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合には、直ちに契約を解除する。また、設置者の都合による契約解除については、4 か月前までに書面により市に申し出ることが必要となる。

6. 費用償還請求権の放棄

設置者が投じた必要費及び有益費があっても、市に請求できないものとする。

7. その他

- (1) この仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は「広報紙K0BE」広告掲載取扱要綱に定めるところによるものとする。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/koho/kouhoushi/index.html>

- (2) 神戸市及び区役所の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。